福島県不育症検査費用助成事業実施要綱

（目的）

第１　先進医療に位置づけられた不育症検査を対象として、当該検査に要する費用の一部を助成することにより、不育症患者の経済的負担の軽減を図るとともに、当該検査について将来的な保険適用を目指すことを目的とし、予算の範囲内で助成金を交付する。

（実施主体）

第２　事業の実施主体は、福島県とする。

（助成対象者）

第３　対象者は、以下の要件を満たす者とする。

（１）既往流産死産回数が２回以上の者

（２）県内の市町村（中核市を除く）の住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第６条の規定による住民基本台帳に記載されている者

（助成対象となる検査）

第４　対象となる検査は、以下の検査（流死産の既往のある者に対して先進医療として行われる不育症検査）であって、当該検査の実施機関として届出又は承認がなされている保険医療機関で実施するもの（ただし、保険適用されている不育症に関する治療・検査を、保険診療として実施している医療機関で当該検査を実施した場合に限る。）を対象とする。

（１）流死産検体を用いた遺伝子検査１（次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査）（令和４年 11 月 30 日厚生労働省告示第 340 号）

（２）抗ネオセルフβ２グリコプロテインⅠ複合体抗体検査（令和７年５月 30 日厚生労働省告示第 167 号）

（３）流死産検体を用いた遺伝子検査２（流死産絨毛・胎児組織 NGS 染色体検査）（令和８年４月 30 日厚生労働省告示第 206 号）

（助成額）

第５　助成額は以下のとおりとする。

一回の検査に係る費用の７割に相当する額（千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）。ただし、６万円を上限とする。

（助成の申請）

第６　助成を受けようとする者は、原則として、検査が終了した日の属する年度内に、居住地を管轄する保健福祉事務所を経由して知事に申請を行うものとする。

２　申請に当たっては、「福島県不育症検査費用助成申請書」（様式第１号）に次に掲げる

関係書類を添付しなければならない。
（１）福島県不育症検査費用助成事業受診等証明書（様式第２号）
（２）（１）の額を確認できる明細書等
（３）住民票等申請者の住所を確認できる書類
（４）その他知事が必要と認める書類

（助成の決定）
第７　当該年度分の助成対象か否かについては、申請が行われた日を基準とする。
２　知事は、第６の規定による申請書を受理したときは、速やかに審査を行い、助成の可否を決定する。
３　知事は、不育症の検査費用を助成することを決定したときは、「福島県不育症検査費用助成事業承認決定通知書」（様式第３号）を申請者に通知する。
４　知事は、審査の結果、助成しないことを決定したときは、「福島県不育症検査費用助成事業不承認決定通知書」（様式第４号）により申請者に通知する。
５　知事は、助成の認定状況について、申請を受け付けた保健福祉事務所に通知する。

（助成金の返還）
第８　知事は、本要綱に違反した場合、その他不正の行為によって助成金の給付を受けた者については、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（助成台帳の整備）
第９　知事は、助成の状況を明確にするため、「福島県不育症検査費用助成事業台帳」（様式第５号）を備え付け、助成の状況を明らかにするものとする。

（広報活動・ネットワークの構築等）
第 10　本事業の実施に当たっては、不育症検査・治療に携わる保険医療関係者等に対し、本事業の趣旨を周知徹底するほか、積極的な協力を求めて効率的な運営を図る。
２　助成を受けようとする者が事前に本事業の趣旨、助成の条件等の情報を得られるよう、制度の周知、相談窓口の設置などに努めるものとする。
３　本事業は、必要に応じて不妊専門相談事業及びその他の相談機関との連携を図るなど、カウンセリング体制の充実・強化に努めるものとする。

（実績・成果の把握）
第 11　知事は、助成を受けようとする者に対し、あらかじめ以下の事項を説明するものとする。
（１）知事は、様式第２号に記載された検査結果等について、個人が特定されない形で国に提出すること。
（２）当該検査結果等について、国が集約・分析等を行い、施策の検討に活用すること。
２　知事は、年度ごとに、申請者から提出のあった上記項目を記載した不育症検査結果総

括表（様式第６号）を作成し、次年度の６月末までにこども家庭庁に提出するものとする。

（その他）

第 12　申請等事務手続に当たっては、助成を受けようとする者の心理及びプライバシーに十分配慮するものとする。

２　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に知事が定めるところによる。

附　則

この要綱は、令和３年６月１１日から施行し、令和３年４月１日より適用する。

附　則

この要綱は、令和５年３月 23 日から施行し、令和４年 12 月１日より適用する。

附　則

この要綱は、令和８年３月６日から施行し、令和７年６月１日より適用する。

附　則

この要綱は、令和８年８月 26 日から施行し、令和８年５月１日より適用する。